

平成30年度

第10回 農業委員会総会議事録

市川市農業委員会

第10回 市川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成31年1月10日（木）午後3時45分から午後4時55分

2. 開催場所 仮本庁舎 第1委員会室

3. 農業委員 出席委員 10人

会長	10番	三橋 弘
委員	1番	小川治夫
	2番	宮内純一
	3番	岡本好夫
	4番	石田まさ子
	5番	石橋弘嗣
	6番	伊藤公亮
	7番	宇田川忠好
	8番	石井文夫
	9番	石井利和

欠席委員 0人

4. 農地利用最適化推進委員

出席委員 6人

1番	武藤 晃
2番	石井喜美江
3番	石井克己
4番	梶尾彌一
5番	大滝與鷹
6番	平田秀行

欠席委員 0人

5. 議事日程

第1 議事録署名等委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 付託調査班（委員）の指名

第4 議案第1号 市川市農業委員会事務局規程の一部改正について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 3 件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 14 件

議案第4号 農地等が農業の用に供されている旨等の証明願について 1 件

報告第1号 農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について
事務局長専決分 25 件

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地権利取得の届出につ
いて 事務局長専決分 1 件

報告第3号 農地法第35条第3項の規定に基づく通知結果について

報告第4号 農地所有適格法人の報告について 1 件

報告第5号 地目変更登記に係る回答について 2 件

報告第6号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の
証明願について 1 件

報告第7号 農地の所有状況調査集計について

6. 農業委員会事務局職員

局長 谷地 正道

次長 石井 啓友

主幹 鈴木 忠弘

副主幹 福田 哲

副主幹 山崎 武敏

7. 会議の概要

発言者	内 容
議 長	<p>それでは、平成30年度第10回市川市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の定例総会の出席状況でございますが、農業委員10名中、10名、推進委員6名中、6名出席しております。</p> <p>委員の出席者が過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。</p> <p>市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名等委員の指名でございますが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>それでは、5番の石橋委員、6番の伊藤委員にお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の鈴木主幹、福田副主幹を指名いたします。</p> <p>次に、来月分の調査班を指名いたします。</p> <p>農地班は、第3班で、5番の石橋委員と6番の伊藤委員です。</p> <p>農政班は、第1班で、1番の小川委員と2番の宮内委員です。</p> <p>それでは、議案第1号から議案第4号までと、報告第1号から報告第7号までを議題といたします。</p> <p>慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。</p> <p>議案第1号「市川市農業委員会事務局規程の一部改正について」、でございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第1号 市川市農業委員会事務局規程の一部改正について、ご説明い</p>

たします。

議案書の1ページをお願いします。

現在、農地法に基づく農地転用など届出の受理の一部については、国の農地法事務処理要領を踏まえ、農業委員会定例会の審議を経ることなく、事務局長の専決事項として事務処理しております。

窓口で届出を受理した場合、速やかに、事務局長が専決し、届出者に受理通知書を発行しており、その後の定例会で届出状況について報告しております。

今回、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律による農地法の改正により「農作物栽培高度化施設の底面とするために農地をコンクリート等で覆う場合の届出」が加えられたところであります。

これにより、その運用を定めた『農地法第43条及び第44条の運用について』の制定についてにおいて、当該届出の受理は、事務局長が専決することができることとされました。

このことを踏まえ、当該届出の受理を事務局長の専決事項に加えるほか、要領を踏まえた事務局長の専決事項の見直しを行うことから、本規程の一部を改正するものであります。

主な改正内容については、資料1の新旧対照表をお願いいたします。左が現行の内容、右が改正後となります。

第7条第1項第1号について、事務局長の専決事項に、農地等の権利移動の制限に係る許可制度の例外に係る届出（農地法第3条第1項第13号若しくは第14号の2）、農地等の賃貸借の解約等の制限に係る許可制度の例外に係る届出（農地法第18条第1項第4号若しくは第5号）、農作物栽培高度化施設の底面とするために農地をコンクリート等で覆う場合の届出（農地法第43条第1項）の受理に関するものを加えるものです。

次に、第7条第2項について、第1号では、届出に係る農地について適正かつ効率的な利用が図られない恐れがある場合について、また、第2号では、当該農地の利用関係について現に紛争が生じている場合について、専決することができない事項を見直すものです。

説明は以上でございます。

議 長	事務局からの説明がおわりました。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
各 委 員	なし。
議 長	「なし」という声がありました。 議案第1号「市川市農業委員会事務局規程の一部改正について」、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	「異議なし」ということですので、全会一致で原案のとおり決定いたします。 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、3件ございます。 事務局から議案の説明をお願いします。
事 務 局	議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、今回の申請件数は3件です。 議案の2ページをお願いいたします。 (1)と(2)は、関連しておりますので、一括してご説明いたします。 申請受付日は、平成30年12月20日でございます。 (1)の申請地は高谷で、地目は田、面積は373平方メートル、外5筆、合計面積は2,308平方メートルです。 (2)の申請地も高谷で、地目は田、面積は205平方メートル、外1筆、合計面積は439平方メートルです。 (1)と(2)の合計面積は、2,747平方メートルです。 区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。 転用目的は、貸駐車場にするものでございます。 続きまして(3)ですが、議案の4ページをお願いいたします。

<p>議 長</p>	<p>申請受付日は、平成30年12月20日でございます。</p> <p>申請地は北方町で、地目は田、面積は338平方メートルの内、143.53平方メートルです。</p> <p>区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>転用目的は、貸駐車場にするものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第2班が実施しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
<p>議席 4番</p>	<p>現地調査は、平成30年12月27日に農地調査班第2班の委員で行いました。</p> <p>(1)と(2)は、関連しておりますので、一括してご説明いたします。</p> <p>申請地は、信篤小学校の南西側、おおむね200メートルに位置しており、現況は露地畑になっておりました。</p> <p>農地区分については、申請地周辺は宅地化が進み、市街地化の傾向が著しい区域であることから第3種農地、また一部については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がり狭い地域であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>転用に伴う周辺農地への影響ですが、隣接地との境界は、新設のH型鋼とコンクリート板による土留を設置し、土砂等の流出を防除することとさせていただきます。</p> <p>また、敷地内は砂利敷きにして転圧、出入口部分についてはスロープを設置し、アスファルト舗装にするものです。</p> <p>なお、雨水については、自然浸透とするものでございます。</p> <p>駐車台数につきましては、中型トラック34台を予定しているとのことです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。</p> <p>次に(3)の申請地は、東部公民館の北側、おおむね150メートルに位</p>

<p>議 長</p>	<p>置しており、現況は露地畑になっておりました。</p> <p>農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がり狭い地域であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>転用に伴う周辺農地への影響ですが、隣接地との境界は、新設の鋼板土留を設置し、土砂等の流出を防除することとさせていただきます。</p> <p>また、敷地内はプラスチック敷板、出入口部分についてはスロープを設置し、砕石敷にするものです。</p> <p>なお、雨水については、自然浸透とするものとさせていただきます。</p> <p>駐車台数につきましては、小型トラック3台を予定しているとのことです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思えます。</p> <p>以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p> <p>第2班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、農地法の許可基準に照らしての審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>(1)と(2)は、関連しておりますので、一括してご説明いたします。</p> <p>(1)の申請人は、市内に居住する無職の方、(2)の申請人も、(1)の申請人のほか、共有者であった母親が平成26年に亡くなっており、相続登記がされていないため法定相続人4名全員で申請するものです。</p> <p>なお、今回の申請は江戸川区に本社を置き、主に一般貨物運送事業を行う法人から、事業拡大のため駐車場として貸してほしいとの要望を受け申請に至ったものです。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、全額を自己資金で賄うことが、申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p>

<p>議 長</p> <p>各 委 員</p>	<p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や土地登記簿謄本等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺農地等への影響ですが、調査班のご報告どおり被害防除が施されていることから、特に問題はございません。</p> <p>工事の予定につきましては、許可有次第に着工し、完了は、着工後1か月となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。</p> <p>次に、(3)の申請人は、市内に居住する無職の方で、市内に本社を置き、主に土木、建築工事の設計及び施工を行う法人から、近隣にある既存施設が手狭になったので、駐車場として貸してほしいとの要望を受け申請に至ったものです。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、全額を自己資金で賄うことが、申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や土地登記簿謄本等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺農地等への影響ですが、調査班のご報告どおり被害防除が施されていることから、特に問題はございません。</p> <p>工事の予定につきましては、平成31年2月15日に着工し、完了は、同年2月28日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>それでは、ご意見又は質疑等ございましたら、挙手をお願いいたします。</p> <p>なし。</p>
-------------------------	--

議 長	<p>「なし」という声がございました。</p> <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請」(1)(2)については、関連しておりますので、一括してお諮りいたします。</p> <p>許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
事 務 局	<p>「異議なし」ということでございますので、全会一致で許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p> <p>次に、(3)について、お諮りいたします。</p> <p>許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>「異議なし」ということでございますので、全会一致で許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、14件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、今回の申請は、14件でございます。</p> <p>議案の6ページをお願いいたします。</p> <p>(1)の申請受付日は、平成30年12月17日でございます。</p> <p>申請地は高谷で、地目は田、面積は929平方メートル、外5筆、合計面積は、1,701平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては、コンビニエンスストア建設を目的に賃借権の設定をするものでございます。</p> <p>つぎに(2)の申請について、議案の8ページをお願いいたします。</p>

	<p>申請受付日は、平成30年12月17日でございます。</p> <p>申請地は稲越町で、地目は田、面積は165平方メートル、外1筆、合計面積は、501平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては、貸駐車場を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>つぎに(3)から(13)は関連しておりますので、一括してご説明いたします。議案の10ページをお願いいたします。</p> <p>申請受付日は、いずれも平成30年12月17日でございます。</p> <p>申請地はいずれも、稲越町で地目は田、区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>(3)の申請地の面積は、291平方メートルです。</p> <p>(4)の申請地の面積は、552平方メートル、外1筆、合計面積は2,423平方メートルです。</p> <p>(5)の面積は、809平方メートルです。</p> <p>(6)の面積は、594平方メートルです。</p> <p>(7)の面積は、208平方メートル、外1筆、合計面積は743平方メートルです。</p> <p>(8)の面積は、416平方メートルです。</p> <p>(9)の面積は、158平方メートルです。</p> <p>(10)の面積は、204平方メートル、外1筆、合計面積は914平方メートルです。</p> <p>(11)の面積は、667平方メートルです。</p> <p>(12)の面積は、423平方メートルです。</p> <p>(13)の面積は、225平方メートル、外1筆、合計面積は227.83平方メートルです。</p> <p>(3)から(13)までの合計は、15筆、7,665.83平方メートルです。</p> <p>申請理由につきましては、建売分譲住宅の建築を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>次に(14)の申請について、議案の14ページをお願いいたします。</p>
--	--

	<p>申請受付日は、平成30年12月19日でございます。</p> <p>申請地は国分で、地目は畑、面積は836平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては、建売分譲住宅の建築を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は同じく第2班が実施しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
<p>議席 3番</p>	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、現地調査は、平成30年12月27日に農地調査班第2班の委員及び(3)から(13)については、担当区域の農地利用最適化推進委員とともに行いました。</p> <p>(1)の申請地は、外環自動車道市川南インターチェンジの南東側、概ね300メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、自動車専用道路の出入り口から概ね300メートル以内に位置することから第3種農地と判断されます。</p> <p>転用に伴う周辺農地への影響ですが、敷地内はアスファルト仕上げにして、境界には新設のコンクリートブロック及びフェンスを設置し、土砂等の流出を防除するとのことです。</p> <p>雨水については、雨水貯留槽に一時貯留し、オーバーフロー分は、前面道路側溝に放流、汚水・雑排水についても、合併処理浄化槽により処理し、同じく前面道路側溝に放流するとのことでございます。</p> <p>なお、申請地には鉄骨造、平家建の店舗を建設するとのことでございます。</p> <p>譲渡人は、要望により賃借権の設定をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。</p> <p>(2)の申請地は、稲越小学校の東側の道路を挟んだ向かい側に位置し、現況は休耕地になっておりました。</p>

農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がり狭い地域であることから、第2種農地と判断されます。

転用にもなう周辺農地への影響ですが、申請地の周囲にコンクリート平板を設置し、土砂等の流出を防除するとのことをございます。

また、敷地内は整地のうえ、転圧後砂利敷、雨水は自然浸透させるものでございます。

申請地部分につきましては、普通乗用車12台の駐車を予定しております。

譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。

以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。

つぎに(3)から(13)は関連しておりますので、一括してご説明いたします。

申請地は、(2)の申請地に隣接しており、現況は休耕地になっておりました。

農地区分については、申請地周辺は宅地化が進み、市街地化の傾向が著しい区域であることから第3種農地、また一部については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がり狭い地域であることから、第2種農地と判断されます。

転用にもなう周辺農地への影響ですが、申請地の周囲にコンクリートブロック等を設置し、土砂等の流出を防除するとのことをございます。

また、汚水については、合併浄化槽にて処理し、雨水については、貯留槽にて一時貯留し、それぞれ前面道路側溝へ放流するものでございます。

申請地部分につきましては、建売分譲住宅37棟の建築を予定しております。

譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。

以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。

続いて(14)の申請地は、中国分小学校の南東側、概ね250メートルに位置し、現況は梨畑になっておりました。

<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>農地区分については、申請地周辺は宅地化が進み、市街地化の傾向が著しい区域であることから、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用にもなう周辺農地への影響ですが、申請地の周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂等の流出を防除するとのことでございます。</p> <p>また、汚水については、合併浄化槽にて処理し、雨水については、貯留槽にて一時貯留し、それぞれ前面道路側溝へ放流するものでございます。</p> <p>申請地部分につきましては、建売分譲住宅5棟の建築を予定しております。</p> <p>譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。</p> <p>以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p> <p>第2班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、農地法の許可基準に照らしての審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>(1)の譲受人は、千代田区に本店を置き、コンビニエンスストア等を営む法人です。</p> <p>商業活動の促進、地域活性化、土地の有効利用のため、また、外環自動車道が開通し、交通量も多くなり集客が見込まれることから、今回の申請に至ったとのことでした。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金で賄うことが申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や土地登記簿謄本等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり適切に被害防除が施されていることから、とくに問題はございません。</p>
-------------------------	--

工事の予定につきましては、平成31年2月18日に着工し、完了は、同年5月26日となっております。

今回の事業に先立ち、市の関係機関と協議が調い、開発行為許可申請書が受理されております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま

す。つぎに(2)についてですが、譲受人は、市内に本店を置き、経営、建設及び不動産に関するコンサルタント業を主な事業とする法人です。

申請地周辺は駐車場が閉鎖され宅地化が進み、借りていた高齢の住民が遠方での駐車を余儀なくされ、利便性において苦慮していたこと、また隣接する分譲住宅建築計画のため、既存駐車場が閉鎖され、駐車スペースが減少したことから、周辺住民からの要望により申請に至ったとのこと

です。資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金及び借入金により賄うことが申請書類により確認されております。

一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や土地登記簿謄本等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されていることから、特に問題はございません。

工事の予定につきましては、許可有り次第に着工し、完了は着工後9ヶ月となっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま

す。続いて(3)から(13)ですが、譲受人は、西東京市に本店を置き、不動産業を主な事業とする法人です。

申請地付近は、教育施設が充実し、市街地化が進んでおり住環境が良好であることから申請に至ったとのこと

です。資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。

一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地

法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や土地登記簿謄本等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されていることから、特に問題はございません。

工事の予定につきましては、平成31年2月20日に着工し、完了は同年8月20日となっております。

今回の事業に先立ち、市及び千葉県の関係機関と協議が調い、開発行為許可申請書、特定事業許可申請書が受理されております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま。

続いて(14)ですが、譲受人は、(3)から(13)と同一の法人ですので省略させていただきます。

申請地付近は、外環自動車道市川北インターチェンジに近く利便性がよく、近隣には教育施設が充実し、市街地化が進んでおり住環境が良好であることから申請に至ったとのこと。

資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。

一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や土地登記簿謄本等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されていることから、特に問題はございません。

工事の予定につきましては、平成31年2月18日に着工し、完了は同年6月28日となっております。

今回の事業に先立ち、市の関係機関と協議が調い、開発行為許可申請書が受理されております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま。

説明は、以上でございます。

議 長	事務局からの説明がおわりました。それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
議席 7番	(1)の申請地は、南高校の通学路にもなっていますが、側道との間に1メートル以上の高低差があります。高さは調整するのですか。
事務局	高低差はそのまま、スロープ状になります。
議席 7番	見通しは悪くはならないですね。
事務局	はい、高さはそのままです。
議 長	他にございますか。
各 委 員	なし。
議 長	「なし」という声がありました。 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」(1)について、お諮りいたします。 許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	「異議なし」ということでございますので、全会一致で許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。 次に、(2)について、お諮りいたします。 許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	「異議なし」ということでございますので、全会一致で許可相当という意見

各 委 員	<p>を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p> <p>次に、(3)から(13)については、関連しておりますので、一括してお諮りいたします。</p> <p>許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>異議なし。</p>
議 長	<p>「異議なし」ということでございますので、全会一致で許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p> <p>次に、(14)について、お諮りいたします。</p> <p>許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>「異議なし」ということでございますので、全会一致で許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p>
事 務 局	<p>次に、議案第4号「農地等が農業の用に供されている旨等の証明願について」、でございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>議案第4号「農地等が農業の用に供されている旨等の証明願について」ご説明いたします。</p> <p>16ページ、17ページをお願いいたします。</p> <p>相続税の納税猶予の適用を受けている者が、特例農地を外環道路建設に伴う市道の迂回路用地として一時転用していましたが、一時転用が終了した旨を税務署に届出するに際し、農業委員会による「農地等が農業の用に供されている旨等の証明」の添付が必要となるため、証明願が提出されたものです。</p> <p>対象となる特例農地は、国分7丁目の1筆で、面積は947平方メートルのうち82.32平方メートル、地目「畑」となっております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>

議長	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第4班が実施しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
議席 7番	<p>議案第4号「農地等が農業の用に供されている旨等の証明願について」調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、平成30年12月26日に、農政調査班第4班と区域5の農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>現地調査の結果、この土地が農地として使用されていることを確認いたしました。</p> <p>調査班といたしましては、「農地等が農業の用に供されている旨等」を証明することが相当と判断いたします。</p> <p>以上、よろしくご審議の程、お願いいたします。</p>
議長	<p>第4班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑にはいります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各委員	なし。
議長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第4号「農地等が農業の用に供されている旨等の証明願」、について、当該農地を「農地等に復元され、かつ農地等の所有者等が当該農地等を耕作していること又は遅滞なく耕作する見込みであること」として証明することに、ご異議ございませんか。</p>
各委員	異議なし。
議長	「異議なし」ということですので、全会一致で証明することに決定いたします。

	<p>以上で、議案の審議は終了いたしました。</p> <p>次に、報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」、事務局長専決分が12月分25件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p> <p>報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」ご説明いたします。</p> <p>18ページをお願いいたします。</p> <p>農地法第4条届出及び農地法第5条届出について、事務局長において専決しましたのでご報告いたします。</p> <p>今回の報告は、平成30年12月3日から同年12月28日までに届出があったものでございます。</p> <p>農地法第4条の届出は11件、13筆、3,501.00平方メートルでございます。</p> <p>また、第5条の届出につきましては、14件、25筆、4,588.49平方メートルでございます。</p> <p>第4条と第5条を合せると、25件、38筆、転用面積は、8,089.49平方メートルとなります。</p> <p>内訳につきましては、19ページから23ページとなっております。</p> <p>以上でございます。</p>
事務局	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告2号「農地法第3条の3第1項の規定による農地権利取得の届出について」、事務局長専決分が1件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
議長	<p>報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による農地権利取得の届出について」1件、ご報告いたします。</p> <p>24ページをお願いいたします。</p> <p>相続が発生した日は、平成29年9月6日で、相続人からは、平成30年</p>

議 長	<p>12月11日に権利取得の届出があったものでございます。 農業委員会への斡旋等の希望はございませんでした。 以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。 次に、報告第3号「農地法第35条第3項の規定に基づく通知結果について」、でございます。 事務局より、報告いたします。</p>
事 務 局	<p>報告第3号「農地法第35条第3項の規定に基づく通知結果について」、ご報告いたします。 議案書の25ページをお願いいたします。 平成30年11月7日開催の第8回定例農業委員会におきまして議決を得ました農地法第35条第3項通知につきまして、平成30年11月21日付で市川市農地利用集積円滑化団体（市川市農政課）から結果が示されました。 通知しました農地のすべてについて、事務取扱基準に適合しないとのことで農地所有者代理事業は行わないとの結果でございます。 なお、農地所有者代理事業を希望された農地所有者には、円滑化団体から平成30年12月11日付で結果について通知されております。 以上でございます。</p>
議 長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。 次に、報告第4号「農地所有適格法人の報告について」、でございます。 事務局より、報告いたします。</p>
事 務 局	<p>報告第4号「農地所有適格法人の報告について」ご説明いたします。 27ページをお願いいたします。 農地所有適格法人の報告は、農地法第6条第1項の規定に基づきまして、毎年、事業の状況などを農業委員会に報告しなければならないとされております。</p>

	<p>また、同法施行規則第58条第1項では、この報告は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に、農業委員会に所定の事項を記載した報告書を提出しなければならないとされております。</p> <p>そこで、今回報告書を提出しました当該法人が、農地法第2条第3項に掲げる農地所有適格法人の要件を満たしているかを確認しましたので、報告させていただきます。</p> <p>事業年度は平成29年10月1日から平成30年9月30日で、報告日は、平成30年12月7日となっております。</p> <p>この法人は、松戸市に主たる事務所を構え、法人形態は株式会社、事業の種類はネギ苗等の生産です。</p> <p>報告書を精査いたしました結果、売上高、構成員、業務執行役員等、前年同様、今回の報告も要件を満たしていることを確認いたしました。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第5号「地目変更登記に係る回答について」、2件でございます。事務局より、報告いたします。</p>
事 務 局	<p>報告第5号「地目変更登記に係る回答について」、2件ご報告いたします。28ページをお願いいたします。</p> <p>(1) は、平成30年12月14日付けで、千葉地方法務局市川支局登記官から照会があったものでございます。</p> <p>土地の所在は、柏井町です。面積は418平方メートルで、市街化調整区域に位置しております。</p> <p>登記簿の地目を「田」から「雑種地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされたものでございます。</p> <p>本件に係る申請状況としましては、昭和44年12月17日に、農地法第5条に基づき、「倉庫」として転用許可を受けております。</p> <p>そこで、事務局職員による現地確認後、平成30年12月25日に農地調査班第2班の農業委員及び会長職務代理者に状況の説明を行い、回答につい</p>

	<p>て了承をいただいたものです。</p> <p>なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき「非農地」と回答し、その他参考事項として、転用目的相違、現況は「碎石敷地」と回答したものでございます。</p> <p>次に、(2)でございます。</p> <p>29ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、平成30年12月17日付けで、千葉地方法務局市川支局登記官から照会があったものでございます。</p> <p>土地の所在は、本北方です。面積は522平方メートルで、市街化区域に位置しております。</p> <p>登記簿の地目「畑」から、「宅地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされたものでございます。</p> <p>本件に係る申請状況としましては、平成30年7月23日に、農地法第5条に基づき、「駐車場」として転用許可を受けております。</p> <p>そこで、事務局職員による現地確認後、平成30年12月25日に農地調査班第2班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものでございます。</p> <p>なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき「非農地」と回答し、その他参考事項として、転用目的相違、現況は「専用住宅」と回答したものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第6号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、1件でございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
事 務 局	<p>報告第6号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」ご報告いたします。</p> <p>議案の30ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、相続税の納税猶予を受けている者が、相続税の納税猶予の継続届</p>

<p>議 長</p>	<p>出書を税務署に提出するに際し、農業委員会による「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の添付が必要となっているため、証明願が提出されたものです。</p> <p>今回の報告といたしましては、平成30年11月30日に申請のあった1件について、現地調査を行い、申請内容に相違がなかったため、証明書を発行したものでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第7号「農地の所有状況調査集計について」、でございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>報告第7号「農地の所有状況調査集計について」調査集計がまとまりましたのでご報告いたします。</p> <p>議案書の31ページ及び、お手元でございます、別冊「農地の所有状況調査集計表」をお願いいたします。</p> <p>農業委員会では、毎年8月1日現在における農家の世帯及び農地の所有状況等の調査を行っておりますが、これらの調査内容については、農地台帳に登載し、常に最新の情報として管理・運用を行い、所掌事務の的確な執行に役立てております。</p> <p>なお、農地台帳への登載対象については、本市に住所を有していること、現況の農地10アール以上を所有又は耕作している世帯となっております。</p> <p>初めに、別冊の1ページでは、平成30年8月1日現在の調査集計の結果を記載しており、農家数735戸、農地面積5,345,094平方メートルとなっております。</p> <p>次に、別冊の2ページをお願いいたします。</p> <p>ここでは、前年度との比較となっております。</p> <p>上段の表をご覧ください。農家戸数は、平成30年度では735戸となっており、前年比18戸の減となっております。</p> <p>次に中段の表では、自作地と貸付面積の増減を記載しており、平成30年度自作地面積(1)が田と畑と樹園地の合計5,181,132平方メート</p>

<p>議 長</p>	<p>ルで、増減では、前年比126,705平方メートルの減、貸付地面積(2)では、163,962平方メートルで、増減では、前年比7,643平方メートルの増となっております。</p> <p>このことから、下段の表に記載のとおり、平成30年度における農地面積は、5,345,094平方メートル(約534.5ヘクタール)、前年比119,062平方メートル(約11.9ヘクタール)の減となっております。</p> <p>次に、3ページをお願いいたします。</p> <p>ここでは、賃貸借農地等調査集計表として、地区別にまとめてございます。</p> <p>また、これ以降につきましては、組合別に所有状況を集計しておりますので、のちほど、ご覧いただきたいと思っております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。</p> <p>これで、平成30年度第10回市川市農業委員会定例総会を閉会といたします。</p> <p>ご協力、ありがとうございました</p>
------------	--

以上は、会議の顛末を記載したものであり、その相違なきことを証する。

議 長 三橋 弘

委 員 石橋 弘嗣

委 員 伊藤 公亮
